

公衆衛生医師のある 1 日③ (40 歳代男性 保健所長)

8:30	勤務開始	遅刻は厳禁です。
9:00	所内課長会議	各課のスケジュールの確認、伝達、懸案事項の協議 など
10:00	健康づくり事業の打ち合わせ	段取りや資料、進捗状況の確認
11:00	感染症診査協議会の予行	午後の開催に備え、症例の確認、資料の準備
12:00	昼休み(1時間)	外へランチを食べにいくこともあります。
13:30	感染症診査協議会	円滑な運営、進行に努めます。
15:00	市町開催の健康づくり関係の会議に出席	公衆衛生の専門家としての意見を求められます。
16:00	感染症対応、食品衛生監視など保健所の通常業務についての報告	随時報告があります。協議のうえ、必要に応じて指示を出します。
17:15	勤務時間終了	正規の勤務時間終了です。緊急対応が必要な業務や時間外の会議がなければ帰宅します。
19:00	災害医療対策協議会	医療機関、医師会等の医療団体、市町、警察、消防などの関係機関が集まって協議します。

※ 地域保健法に規定される保健所の通常業務の他、感染症、食中毒、精神措置、集団健康被害などの危機発生時には、最優先で迅速に対応することが必要となります。その際には、休日や時間外の勤務となることもあります。